

# 会津大学履修規程

平成18年4月1日規程第61号

(最終改正：2020年6月22日規程第3号)

## (目的)

第1条 この規程は、会津大学学則第47条の規定に基づき、授業科目の種類、単位数、履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第1条の2 この履修規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フィールド コンピュータ理工学分野に設けられた専門領域をいう。
- (2) 基本推奨科目 選択科目のうち、全フィールドにおいてコンピュータ理工学の基礎として履修が推奨される科目をいう。
- (3) フィールド推奨科目 選択科目のうち、各フィールドにおいて履修が推奨される科目をいう。
- (4) 一般科目 選択科目のうち、前二号以外の科目をいう。

## (履修登録)

第2条 学生は、履修しようとする授業科目について、授業開始前の指定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録は、1年生前学期及び第1学期から第2学期においては履修届を学生課に提出することにより、1年生後学期及び第3学期から第4学期以降については学生自ら学内の端末により、届け出ることによって行うものとする。

3 履修登録の取消しは、指定の期日までに学生課に届け出なければならない。

## (履修の制限)

第3条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 登録をしていない授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目
- (3) 授業時間が重複する授業科目

## (履修の上限)

第3条の2 履修登録単位の上限に関する事項は、別に定める。

## (教養科目及び外国語科目)

第4条 教養科目及び外国語科目の授業科目、単位数等は、別表第1のとおりとする。

## (専門教育科目及び卒業論文)

第5条 専門教育科目及び卒業論文の授業科目、単位数等は、別表第2のとおりとする。

## (教職に関する科目)

第5条の2 教職に関する科目の授業科目、単位数等は、別表第2の2のとおりとする。

## (履修要件)

第6条 授業科目の履修にあたっては、原則として第4条別表第1及び第5条別表第2の標準配当年次に基づき履修するものとする。

- 2 卒業論文指導教員に配属されるためには、原則として本学に2年以上在学しなければならない。
- 3 卒業論文の履修にあたっては、原則として本学に3年以上在学し、卒業論文指導教員に配属され、かつ、自由科目以外の科目から100単位以上を修得していなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、学長は、相当の理由があると認めるときは、教授会の議を経て、卒業論文を履修させることができる。

(進級要件)

第6条の2 第3条及び第6条第3項の規定にかかわらず、2年生終了時において、次の各号のいずれかに該当する者は、標準配当年次が3年生又は4年生になっている科目及び卒業論文(次項において「標準配当科目等」という。)を履修することができない。

- (1) 標準配当年次が1年生又は2年生になっている基本推奨科目のうち、取得した単位が55単位未満の者
  - (2) ETS (Educational Testing Service) が開発・制作したTOEIC Listening & Reading Testの試験結果(原則として入学後に受験した結果に限る。)が400点未満の者
- 2 前項の規定により標準配当科目等を履修できない者について、その後の学期の終了毎に前項各号に該当するか否かを確認し、前項各号のいずれにも該当しない者は次の学期から該当科目を履修することができる。

(卒業要件)

第7条 卒業するためには、4年以上在学し、別表第3に定める最低要求単位数を修得しなければならない。

2 卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、前項の規定にかかわらず、学則第35条の2の規定により3年以上の在学で卒業を認めることができる。

(試験)

第8条 定期試験は、前学期及び後学期の各期末並びに第1学期から第4学期の各期末に期間を定めて筆記、口述、論文(レポート)提出、実技、実習等の方法により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験等を行うことがある。
- 3 授業実施時間の3分の2以上の出席をしなければ、原則として当該授業科目の受験資格を失うものとする。
- 4 第1項又は第2項に規定する試験等において不正行為があった場合には、次の各号に掲げる期間に該当する全科目の成績をFとすることがあるほか、学則に基づき、懲戒処分とすることがある。
  - (1) 前学期、第1学期及び第2学期で不正行為があった場合、前学期、第1学期及び第2学期
  - (2) 後学期、第3学期及び第4学期で不正行為があった場合、後学期、第3学期及び第4学期
  - (3) 上記各号のほか、教務委員会が必要と認める期間

(成績評価)

第9条 成績の評価は、試験成績、平常の成績等を総合して判定する。

2 成績の表示は次のとおりとし、A、B及びCを合格とし、所定の単位を与える。

評価	評点
A	80点～100点
B	65点～79点
C	50点～64点
D	35点～49点
F	34点以下

3 不合格になった科目は、改めて履修することができる。

(追試験)

第10条 所定の試験に欠席した者の追試験は行わない。ただし、病気その他特別な理由により、やむを得ず受験できなかった者に対しては、願い出により追試験を行うことができる。

(再試験)

第11条 成績の評価がDの者に対しては、願い出により再試験を行うことができる。

2 再試験による評点は、50点を上限とする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成18年3月31日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学する者に係る履修については、改正後の会津大学履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成20年3月31日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第四号の改正規定は、平成19年度以前に入学した者には、平成20年度に限り適用しない。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学し、施行日以降も引き続き在学する者で、平成17年度以前に入学した者に係る履修については、改正前の会津大学履修規程は、平成21年3月30日までその効力を有する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2018年4月1日から施行し、改正後の会津大学履修規程第6条の2の規定は、2018年度以降に入学した者に適用する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る履修については、改正後の会津大学履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

（ICTグローバルプログラム全英語コースに在籍する留学生の進級要件）

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行し、2020年度以降に入学したものに適用する。
- 2 第6条の2第1項第1号で定める単位数について、ICTグローバルプログラム全英語コース（次項においてICTGコースという）の留学生は当該規定にかかわらず46単位未満とする。
- 3 第6条の2第1項第2号の規定は、ICTGコースの留学生に対しては適用しないものとする。

附 則

この規程は、2020年7月1日から施行する。